

(平 14.8.27)
基礎小 16-3

外形標準課税関係資料

資 料 目 次

わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）	1
各外形基準と特徴等	2
旧自治省案の概要	3
平成13年度の税制改正に関する答申（抄）	4
総務省案の概要	5
総務省案のポイント	6
平成14年度の税制改正に関する答申（抄）	7
外形標準課税のねらい	8
構造改革と経済財政の中期展望（抄）	9
あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	10

わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）

（平成12年7月 政府税制調査会）

二 法人課税

2. 法人事業税

（4）法人事業税への外形標準課税の導入

⑤ 導入の時期

法人事業税への外形標準課税の導入は、地方分権を支える安定的な地方税源の確保に資すること、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方の行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を負担することを通じて、税負担の公平化につながること、さらに、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革の促進に資すること等の重要な意義を有する改革であり、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえれば、すべての都道府県において幅広い業種を対象に、薄く広く負担を求める外形標準課税について、景気の状態等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要です。

各外形基準と特徴等

	①事業活動価値(仮称)	②給与総額	③物的基準+人的基準	④資本等の金額	(参考) 売上総利益
特徴等	・法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示し、法人の事業活動規模を表すものとして最も理論的。 ・各生産手段の選択に関して中立的。 ・課税ベースが広く、安定的。 ・課税・納税事務の複雑化につながらないよう検討することが必要。	・法人の人的活動量を示す。 ・給与総額は事業活動価値の7割を占めることから、簡便な基準として事業活動価値を代替。 ・所得基準と併用する場合には、事業活動価値に近似する仕組みとして性格付けられる。	・物的側面と人的側面の両面から事業活動量をとらえており、事業活動の規模を相当程度総合的に表す。 ・所得基準と併用する場合には、事業活動価値に近似する仕組みとして性格付けられる。 ・使用者課税を前提とした場合、物的基準の把握について工夫が必要。	・法人の事業活動規模をある程度示す。 ・資本等の金額それ自体は、簡素な基準であり課税及び納税事務の負担が少ない。 ・所得基準による課税や他の外形基準による課税と組み合わせることを基本として考えることが適当。	・課税ベースが広く、安定的。 ・企業会計上の位置づけが明確。 ・売上原価に区分するのか販売費・一般管理費に区分するのかが明確でないものが存在。 ・売上原価と比較して、販売費・一般管理費の比重の高い業種の負担が大きくなることが想定されるのではないかな。

※ 政府税制調査会中期答申（平成12年7月） 二 法人課税 資料17

旧自治省案の概要(平成12年11月発表)

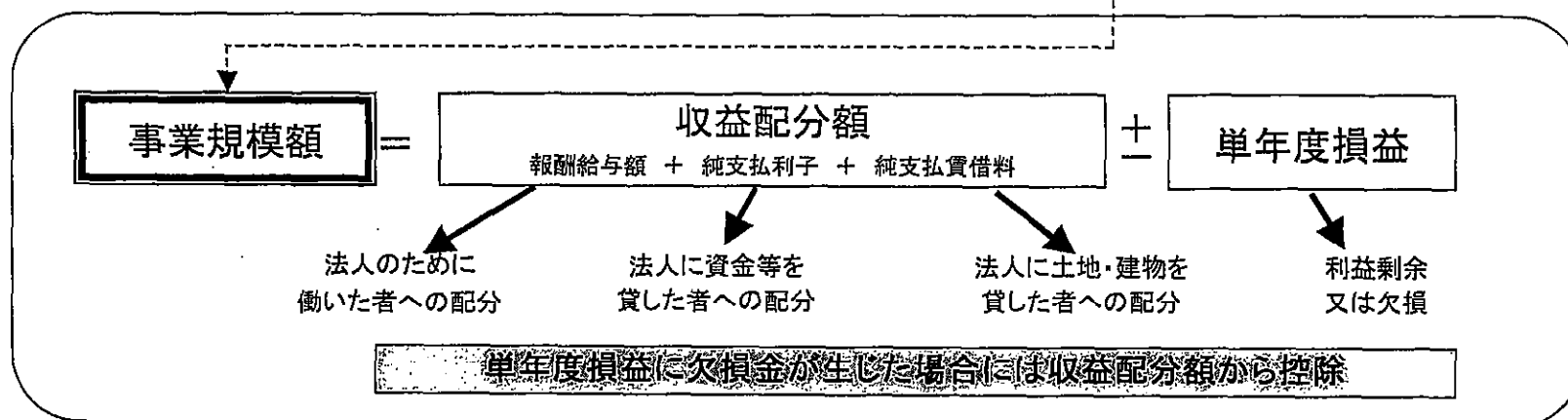
法人事業税のうち所得が課税標準とされているものについて、所得基準と外形基準を2分の1ずつ併用する課税方式

〔この結果、所得に係る税率は2分の1（**9.6%→4.8%**）に引き下げられる。〕

$$\text{法人事業税額} = \text{所得} \times 4.8\% + \text{事業規模額} \times 1.6\%$$

〔基本税率〕

〔中小法人は
1.0%〕



- 資本金1千万円未満の法人は『簡易事業規模額』（税額にして年4.8万円）を選択可
- 「報酬給与額」の割合の高い法人については、雇用への配慮として「収益配分額」から一定額を控除する制度（雇用安定控除）を適用

二 平成13年度税制改正

2. 法人関係税制

(3) 外形標準課税

- ③ 自治省案は、個別の法人で見れば、一定の税負担の変動を生じさせるものの、全体として見れば、増税を目的とするものではなく、税收中立の考え方の下、中立性の高い課税標準により、薄く・広く・公平な課税を図ろうとするものであり、現行の所得課税よりも望ましいものであると考えます。

この点に関し、受益と負担の関係が明確になり、地方公共団体により一層の情報公開と説明努力を必要とすることから、責任ある地方自治の確立にも資するのではないかとこの意見がありました。また、地域の事業活動と税收規模との関係が明確になるため、事業活動を促す行政投資の最適化にも資するのではないかとこの意見もありました。

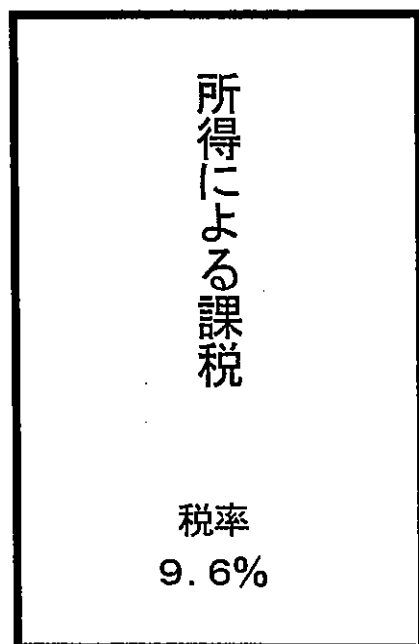
一方、外形基準に報酬給与額が含まれることで、雇用への影響を懸念する意見がありました。また、都道府県の歳出削減等の行財政改革が先ではないかとこの意見、欠損金の繰越控除の制限や法人住民税均等割の拡充のようなより簡素な仕組みで対応すべきではないかとこの意見もありました。

今後、この自治省案に関する様々な議論を参考としつつ、引き続き各方面の意見を聞きながら、景気の状態等を踏まえ、外形標準課税の早期導入を図ることが適当と考えます。

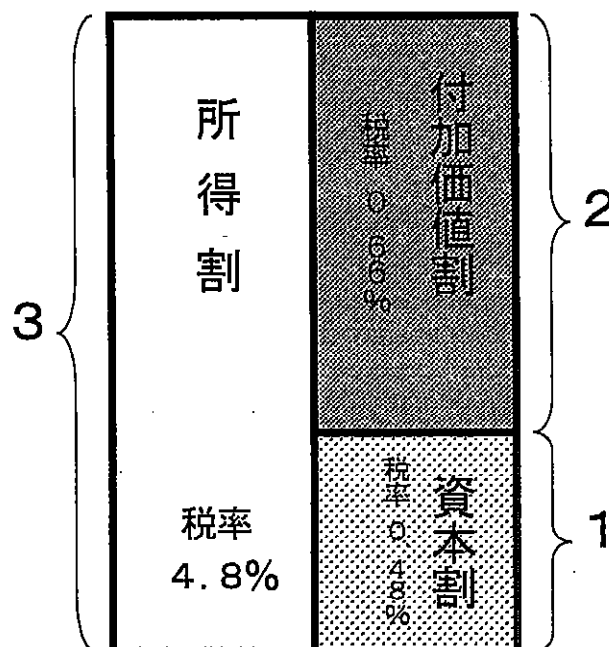
- ④ 外形標準課税の導入は、国・地方を通ずる財政構造改革や税財政の抜本的改革と一体的に行うべきとの意見もありました。大法人を含め約3分の2にも及ぶ赤字法人が地方公共団体の行政サービスを受けていながら法人事業税を支払っていないという不公平を放置することはできず、抜本的改革への国民の理解を得るためにも、外形標準課税の導入は早急に対処すべき課題であると考えます。

総務省案の概要(平成13年11月発表)

現 行



総務省案



所得基準：外形基準

1：1

資本金1千万円未満の小規模法人は最大年4.8万円

付加価値割の仕組み

付加価値額 × 0.66%

↑

報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料
±単年度損益

資本割の仕組み

資本等の金額 × 0.48%

↑

資本の金額 ＋ 資本積立金額

総務省案のポイント

中小法人に対する配慮

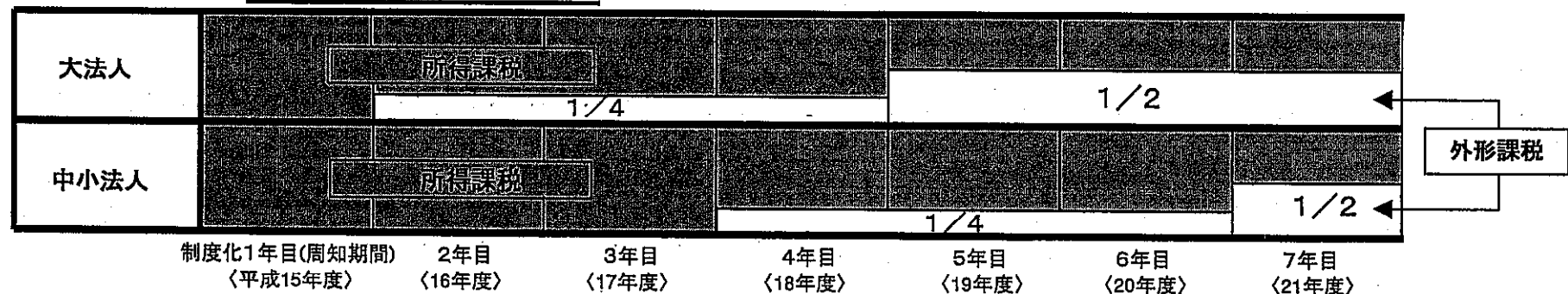
- 中小法人全体・大法人全体の税負担はそれぞれ変わらないよう制度設計。
- 資本金1千万円未満の小規模法人は、年4.8万円(定額)を選択可能。

雇用に対する影響

- 利潤と給与総額は代替的關係にあるため、給与を減らしても税額は変わらない仕組み。
- 資本割の併用により、法人事業税額に占める給与分の割合は低下。
→雇用に対して悪影響を与えることはない。

景気動向との関連 ～段階的な導入～

- 本格導入は、制度化後7年目から。



平成14年度の税制改正に関する答申(抄) (平成13年12月 政府税制調査会)

二 平成14年度税制改正

2. 法人課税

(3) 外形標準課税

法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革である。

平成12年11月に旧自治省が示した具体案は、所得基準と外形基準を併用することとし、所得に係る税率を現行の2分の1に引き下げ、残りの部分について、加算法による付加価値である「事業規模額」による課税方式を導入しようとするものである。この旧自治省案は、増税を目的としたものではなく、中立性の高い課税標準により、薄く・広く・公平な課税を図ろうとするもので、現行の所得課税よりも望ましいものである。

本年11月、旧自治省案に対して各方面から寄せられた意見を踏まえ、外形標準課税に関する総務省の新たな具体案が示された。この総務省案は、旧自治省案で2分の1導入することとした外形基準の部分について、付加価値額を基本としつつ、資本等の金額による課税方式を補完的に併用するものである。資本等の金額は、中期答申において望ましい外形基準とされた4類型の1つであり、法人の事業活動の規模をある程度示すとともに、担税力を示す面も有するものである。これにより、法人事業税全体に占める報酬給与額に係る部分の割合が大幅に下がることとなった。また、大法人と中小法人との税負担割合を変えずに税率が一本化され、「雇用安定控除」も不要となるなど、担税力に配慮しつつ、課税の仕組みが簡素化されており、「薄く・広く・公平な課税」という考え方を堅持しつつ、各方面から寄せられた意見を取り入れて、工夫された案となっている。

外形標準課税の導入は、景気の状態が厳しいこともあり、国・地方を通じる税制の抜本的改革と一体的に行うことが適当との意見もあった。しかしながら、課税の不公平の是正、税収の安定化を図るとともに、努力した企業が報われる税制の確立、真の地方分権の実現に資するため、早期に導入すべきである。

外形標準課税のねらい

薄く広く誰もが負担する税制

- 約7割の法人が赤字のため、事業税を負担していない(日本を代表する大企業も多く含まれる)。
→ 事業規模に応じた税負担に。
- 法人の事業活動は、都道府県から多くの行政サービスを享受(道路、港湾等の産業基盤の整備など)。
→ 受益と負担の関係の明確化。

努力した企業が報われる税制

- 所得分の税率を半分に(9.6%→4.8%)。
この結果、法人所得に係る実効税率も下がる(40.87%→38.16%)。
→ 活力ある企業における新規投資等を通じ、日本経済の活性化、雇用の確保に寄与。

地方税収の安定化

- 景気の動向により法人事業税収は大きく変動(H3年度:6.5兆円→H12年度:3.9兆円)
→ 都道府県の基幹税である法人事業税の安定化。

構造改革と経済財政の中期展望(抄)(平成14年1月 閣議決定)

3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方

(6) 地方行財政制度の改革

(国・地方の役割分担に応じた地方財源の在り方)

(略)

法人事業税の外形標準課税については、今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成15年度税制改正を目途にその導入を図る。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）
（平成14年6月 政府税制調査会）

二 法人課税

2. 法人事業税 —外形標準課税の導入—

法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革である。外形基準の導入により、約7割の法人が法人事業税を負担していないという

「税の空洞化」の是正を図り、努力した企業が報われる税制を確立する。
外形標準課税は、受益と負担の関係を明確にして真の地方分権の実現に資するため、早急に導入すべきである。